

一般社団法人日本医学教育評価機構
評価事業基本規則評価員細則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構 評価事業基本規則における評価チーム及び評価員に関し必要な事項を定める。

第 2 章 評価チーム

(権 限)

第 2 条 評価チームは、医学部・医科大学等の外部評価において以下の権限を有する。

- (1) 医学部・医科大学等が作成した自己点検・自己評価に関する報告書とその他の書類の精査の実施
- (2) 医学部・医科大学等における質疑応答や視察の実施
- (3) 外部評価における報告書の原案作成

(構 成)

第 3 条 評価チームは、評価員としての経験と実績等を考慮した編成としなければならない。

2 評価チームは、評価対象の医学部・医科大学等との利害関係を考慮した編成としなければならない。

3 評価チームの編成及び利害関係に関して必要な事項は、別に定める。

第 3 章 評価員

(業 務)

第 4 条 評価員は、第 2 条に定める評価チームの権限における業務を行う。

(評価員の選任)

第 5 条 評価員は、医学教育の専門的知識や経験を有する医学部・医科大学等の教員又は学識経験者でなければならない。

- 2 評価員は、評価委員会委員長が総合評価部会に推薦し、同部会において前項で定める要件を充たすことを確認の上、理事会において選任するものとする。
- 3 一般社団法人日本医学教育評価機構（以下、「機構」という。）の正会員は、評価員として以下のいずれかに該当する者を評価委員会委員長へ推薦することができる。
 - (1) 正会員の医学部・医科大学等に所属し、その教育活動等において責任ある立場を有する教員
 - (2) 正会員の医学部・医科大学等に所属し、その内部質保証に携わる者
 - (3) 正会員の医学部・医科大学等に所属し、その教育活動等に見識を有する者

（評価員の義務）

第6条 評価員は、外部評価に参加するにあたり、研修委員会が行う評価員の養成に関する研修会を受講しなければならない。

（任期・退任・解任）

第7条 評価員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 評価員が任期途中で退任を希望する場合は、速やかに機構へ届け出るものとする。
- 3 評価員が品位を欠く行為を行った場合、評価委員会はこれを総合評価部会へ報告し、同部会において当該評価員の適性を確認の上、理事会において解任することができる。

附 則

この細則は、令和7年6月27日から施行する。